

# 拠点地域等に住宅を新築し お住まいになる方を応援します (安曇野市拠点地域等住宅購入費助成事業)

拠点集約型のコンパクトなまちづくりを進めるため、拠点地域等で新たに住宅を取得し居住される方に20万円の補助金を交付します。また、市外から移住された場合、未就学児のお子さんがある場合に補助金を加算します。

## 補助金基本額

・新築1戸につき**20万円**

## 補助金加算額

・市外から移住された場合

**10万円を加算**

・未就学児がいる場合は一人につき

**10万円を加算** (上限20万円)

※平成30年4月1日以降に新たに住民登録した方が対象

## 補助金事例

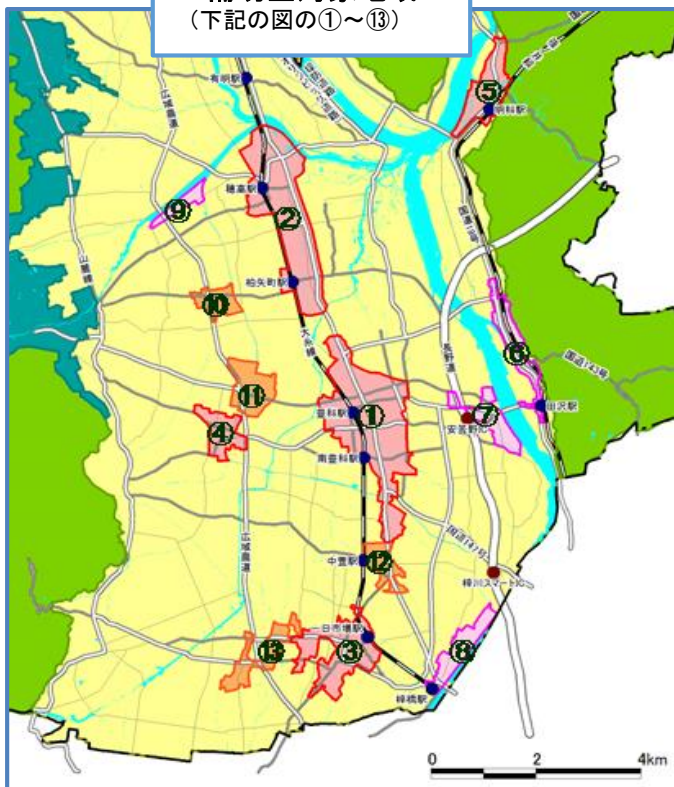
・住宅新築+市外から市内に転入した場合

住宅分20万+移住分10万**合計30万円**

・住宅新築+市外から市内に転入+未就学児2人の場合

住宅分20万+移住分10万+未就学児2人20万**合計50万円**

補助金対象地域  
(下記の図の①～⑬)



## 手続きのながれ

①建物登記  
住民票移転

・住宅建築後、土地建物の登記を完了させ、住民登録をしてください。

②交付申請

・交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて市役所建築住宅課へ提出します。  
(添付書類:土地・建物登記、安曇野市拠点地域等住宅購入費助成事業補助金交付申請に係る同意書(様式第2号)、案内図・配置図・平面図、その他)

③交付請求

・交付決定後、交付請求書(様式第4号)を提出します。窓口にて振込先を確認しますので振込先通帳をご持参ください

## 補助要件(抜粋)

- ・平成28年4月1日以降に住宅を新築し、補助申請者が所有者として登記されていること
- ・土地については、補助申請者又は同居する者等の所有であること
- ・平成23年4月1日以降に住宅が存在していた場所での住宅の建築でないこと。
- ・土地利用条例の手続きがされていること
- ・市区町村税に滞納がないこと

## 加算要件

- ・市外からの移住については転入日から起算して過去1年間市内に住民登録がないこと
- ・未就学児の加算については、補助申請者の血族2親等以内の未就学児であって、世帯が同一であること

※補助事業は予算が終了した時点又は令和2年3月31日で終了となりますので、ご注意ください。

対象地域等の詳細については建築住宅課にご確認ください。

【問い合わせ先】安曇野市 都市建設部 建築住宅課(開発調整係)

電話 代表番号:0263-71-2000 直通番号:0263-71-2243